

会員資格及び会費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款の規定に基づき、会員資格及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入会資格）

第2条 定款第6条第2項の正会員の入会の基準は、以下のとおりとする。

臨床検査医学の業務の活動におおむね5年以上従事し、当法人の趣旨に賛同する者のうち次の各号の一以上に該当する者。

- (1) 医師の資格を有する者。
- (2) 臨床検査技師の資格を有する者。
- (3) 大学を卒業した者で医療関係の施設等に勤務する者。

（名誉会員・功労会員）

第3条 当法人の事業に貢献した正会員の中から要件を満たす者に、名誉会員又は功労会員の称号を与えることができる。

2 名誉会員は以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 理事長を務めた者。
- (2) 70歳以上、かつ当法人の役員を通算10年以上務めた者。
- (3) 上記事項と同等以上の功績を持つと理事会で認められた者。

3 功労会員は以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 副理事長を務めた者。
- (2) 部会長を務めた者。
- (3) 本会の役員を通算5年以上務めた者。
- (4) 上記事項と同等以上の功績を持つと理事会で認められた者。

4 名誉会員及び功労会員の被推薦者は70歳以上の正会員とし、それらの称号の付与は、理事会の推薦及び社員総会の承認をもって行う。

5 名誉会員及び功労会員は、終身称号とする。

6 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

7 定款第10条（除名）の規定は名誉会員及び功労会員にも適用される。

（法人会員）

第4条 定款第5条第4項に定める通り、当法人の目的に賛同し、所定の会費

を支払う団体を法人会員とする。

2 法人会員は、定期刊行物「通信」の広告掲載料を免除する。

(会費)

第5条 定款第7条に定める会員の会費（年額）は、次のとおりとする。

(1) 正会員は、医師10,000円、医師以外7,000円とする。

(2) 法人会員は、1050,000円とする。

(3) 名誉会員、功労会員及び70歳以上の正会員は、会費を免除する。

(納入期)

第6条 会費の納入期は次のとおりとする。

(1) 会員（正会員及び法人会員）は、年末にその翌年の会費を納入するものとする。

(2) 新規に入会する会員は、入会手続と同時にその年の会費を納入するものとする。

(定期刊行物の配布)

第7条 当該年度の会費を納めた正会員、法人会員は当法人の定期刊行物「通信」の配布を受けることができる。

2 名誉会員、功労会員及び70歳以上の正会員は本人の希望により配布を受けることができる。

(使途)

第8条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額全額を当該年度の法人会計に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

(附則)

1 この規程は、当法人が公益認定を受けた日から施行する。

平成28年 3月27日改定

平成30年 3月24日改定

平成30年11月16日改定

平成31年 3月24日改定